

第3次東御市環境基本計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

| | |
|---------|---|
| 件名 | 第3次東御市環境基本計画（素案）について |
| 意見の募集期間 | 令和7年12月10日（水）～令和8年1月8日（木） |
| 意見の受付方法 | 電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接、ながの電子申請サービス |
| 意見の周知場所 | 市報とうみ、市ホームページ、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館、 |
| 結果の公表場所 | 市ホームページ |
| 提出状況 | (1) 提出者数 2人 (2) 提出意見数 17件 |
| 実施機関 | 東御市 市民生活部 生活環境課 生活環境係 電話：0268-64-5896 ファックス：0268-63-6908 電子メール：seikan@city.tomi.nagano.jp |

2 ご意見の内容と市の考え方について

| 番号 | 意見の内容・要旨 | 市の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | 第7次エネルギー基本計画では、天然ガスをトランジション期に限らずカーボンニュートラル実現後も重要なエネルギーと位置づけ、合成メタン実用化に向けた基盤としても明記している。日本ガス業界も2050年の都市ガスのカーボンニュートラル化を目指し、その道筋を示している。特定エネルギーに限定せず、「低炭素な燃料や高効率機器」といった表現とすることで、多様な選択肢を位置づけることができるのではないか。 | エネルギー分野において、低炭素化や高効率化を通じた地球環境への配慮も重要と考え、「第1章-3. 対象範囲-(2)対象とする環境-③地球環境」にエネルギーの低炭素化や高効率機器の導入促進について追記します。 <u>(案 P6)</u> |
| 2 | 素案の「今後の方向性」は再エネ導入にやや偏っており、国のエネルギー基本計画で重視される「多様な低炭素エネルギーの組合せ」の視点が十分に示されていない。第7次エネルギー基本計画では、エネルギー安全 | 再生可能エネルギーに加え、低炭素エネルギーの高度利用を含めた多様な選択肢を示すことも重要であると考え、「第2章-1. 環境を取り巻く状況-(2)国内の環境変化の状況-⑤今後の |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>保障と CO₂削減の両立に向け、天然ガスの高効率利用や将来的な水素・合成メタン活用が位置づけられている。再エネを補完する低炭素燃料を明記することで、2050年実質ゼロに向けた選択肢を広げ、国の方針との整合性も高まるのではないかと。</p> | <p>方向性」に低炭素エネルギーの高度利用について追記します。 <u>(案 P15)</u></p> |
| 3 | <p>素案は市全体の CO₂排出や再エネ自給率等を丁寧に整理している一方、家庭・業務・産業部門における低炭素エネルギーや高効率機器、分散型エネルギーの視点が十分ではない。ガスコージェネ等の分散型エネルギーは、低炭素エネルギーの高度利用に加え、災害時のレジリエンス向上にも寄与することから、その位置づけを明記することで、温暖化対策や防災計画との連携が図りやすくなるのではないかと。</p> | <p>地球温暖化対策に加え、災害時のレジリエンス向上の観点も踏まえ、「第2章-2. 環境に関する本市の現状-(3)地球環境-②エネルギーと地球温暖化対策に関する状況」に再生可能エネルギーの導入促進、多様なエネルギーの低炭素・高効率化及び分散型エネルギーの活用について追記します。 <u>(案 P20)</u></p> |
| 4 | <p>素案は地球環境分野の方向性が太陽光発電への依存が強く、市民アンケートで関心低下が示される中、実現性の高い複線的な取組が十分に示されていない。自治体計画においても多様な手段の組合せを明示することが、住民・事業者の受容性向上に資する。また、レジリエンスの視点を加えることで、「災害に強い脱炭素地域」という価値を打ち出し、市の高い再エネ自給率と既存エネルギーインフラを活かした戦略に発展させやすくなるのではないかと。</p> | <p>複線的な取組とレジリエンス向上の観点から、「第2章-3. 課題と今後求められること-(2)本市の環境施策の課題と今後の方向性-③地球環境」に再生可能エネルギーの拡大やエネルギーの低炭素・高効率化、省エネの推進、分散型エネルギーの活用によるレジリエンス強化について追記します。 <u>(案 P26)</u></p> |
| 5 | <p>第2章1 環境を取り巻く状況(1)世界的な環境変化の状況①温暖化・気候変動に、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)の歴史の記載がない。</p> | <p>追記します。 <u>(案 P13)</u></p> |
| 6 | <p>第2章1 環境を取り巻く状況(1)世界的な環境変化の状況②生物多様性の喪失に、昆明・モンリオール生物多様性枠組の暦年の記載がない。</p> | <p>追記します。 <u>(案 P13.14)</u></p> |
| 7 | <p>対象地域について、環境課題において「地域」を東御市に限定するとあるが、一方で地球環境、自然環境から総合的に捉えるとしており、対象地域の記載を施策に限定する</p> | <p>施策の中には広域的な対応が必要なものもあることから、対象地域の記載を施策に限定することはいたしません。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | 表記にすることを提案する。 | |
| 8 | <p>現行計画では、生活環境・自然環境・地球環境と環境概念が広範で、施策の重複や分かりにくさが生じている。気候変動による災害の激甚化や生物多様性の損失といった世界的課題を踏まえ、第2次計画から環境分野の再整理が必要である。また、市民・事業者・市の取組が身近に感じられにくかった点を踏まえ、環境概念を「環境保全」として整理し、環境保全活動として一体的に位置づけることが望ましい。併せて、「ゼロカーボンシティ」を掲げる地球温暖化対策計画や、「循環型社会」を基本理念とする一般廃棄物処理計画との整合性を踏まえ、本計画が対象とする環境を「地球環境の保全」「脱炭素社会」「循環型社会」「環境保全活動」とすることを提案する。</p> | <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 9 | <p>上記8の項目に併せ、環境分野の変更にともない事業の移動を提案する。</p> | <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 10 | <p>脱炭素社会の実現の太陽光発電設備の導入に関連して、基本目標3に、政府が大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する不適切事案に取り組みを強化し環境影響評価(アセスメント)法の対象規模を見直すことを閣議決定した政策に関する記載を提案する。</p> | <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 11 | <p>現在の環境課題は、環境基準のみでは十分に対応できない側面がある。基準値以下であっても、感受性の高い人への影響や、複数物質による相乗効果、長期的な暴露による健康影響の不確実性が指摘されている。また、排水等では局所的に高濃度となる可能性や、科学的知見の進展により基準が見直される場合もある。こうした点を踏まえ、環境基準値以下であっても影響の可能性を注視し科学的知見に基づく適切な対応を行うことを計画に位置づけることを提案する。</p> | <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 12 | <p>水環境の保全においては、工業排水の排水基準が公共用水域で一定程度に希釈されることを想定して環境基準値より高い値に設定されていることや、科学的知見の進展により基準が見直される可能性があることから、基準値以下であっても注意が必要である。こうした点を踏まえ、計画中の「1-1-2 適切な排水対策の推進」に関し、工業団地地下水における有機塩素系溶剤や、水道水中の PFAS（基準値以下）の検出への対応方針を明確に記載することを提案する。</p> | <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 13 | <p>大気保全においては、基準値以下であっても感受性の高い人への影響や、科学的知見の進展により評価が見直される可能性があることを踏まえ、PM2.5などの微小粒子状物質やマイクロプラスチックに対する対応策を明確に位置づけることを提案する。</p> | <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 14 | <p>地球温暖化対策地域推進計画第4章、5具体的な施策と取り組み内容、(3)脱炭素に向けた地域環境の整備に関連して、2050年までに①農林水産業のCO₂排出量をゼロに、②化学農薬の使用量50%削減、③化学肥料の使用量30%削減、④有機農業の面積を全農地の25%を目標とする「みどりの食料システム戦略」を施策2-1、事業2-1-3に記載することを提案する。</p> | <p>「施策2-1-3」に、みどりの食料システム戦略に基づく新たな事業を追加します。 <u>(案 P42)</u></p> |
| 15 | <p>地球温暖化対策地域推進計画第4章、5具体的な施策と取り組み内容、(4)循環型社会の構築に関連して、学校給食の食材に地元の有機農産物を使った地産地消の推進を施策4-1、事業4-1-1に記載することを提案する。</p> | <p>学校給食における地元有機農産物の活用については、本計画の「事業2-3-3 ④」において、地産地消の推進として位置づけ記載しております。</p> |
| 16 | <p>東御市が物品やサービスを調達する際、環境負荷の少ない環境配慮型製品やサービスを優先的に購入することで環境配慮型製品の生産・消費を促進して環境循環型社会の形成を促進する取り組みを施策4-2、事業4-2-3に記載することを提案する。</p> | <p>環境配慮型製品・サービスの優先的な調達については、本計画の「事業3-3-1(4)」において位置づけ記載しております。</p> |

| | | |
|----|-----------------------------|---|
| 17 | P14 にCOP30 について記載することを提案する。 | 「第2章-1. 環境を取り巻く状況-(2)国内の環境変化の状況-①温暖化・気候変動」に追記します。 <u>(案 P14)</u> |
|----|-----------------------------|---|